

|  |       |                 |     |         |
|--|-------|-----------------|-----|---------|
| 特許権  | 判決年月日 | 令和5年7月25日       | 担当部 | 知財高裁第2部 |
|  | 事件番号  | 令和4年(行ケ)第10111号 |     |         |
| ○ 審決の引用発明の解釈は、引用発明が記載された文献の記載に反するものであるから、進歩性に係る判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事例。 |       |                 |     |         |

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第6062746号

(審決) 無効2021-800095号

### 判 決 要 旨

- 1 本件は、被告の有する発明の名称を「車両ドアのベルトラインモール」とする特許について、原告が、甲1(特公平2-11419号公報)に基づく進歩性欠如及び明確性要件違反の無効理由があるとして無効審判請求をしたところ、特許庁は、いずれの無効理由によっても本件特許を無効とすることはできないと判断し、「この請求は成り立たない」との本件審決をしたことから、原告が、本件審決の進歩性欠如に係る判断に誤りがあるとして、その取消しを求めた事案である。
- 2 本判決は、原告の請求に理由があると認めて、本件審決を取り消した。その理由の概要は次のとおりである。
  - (1) 本件審決は、本件発明1と甲1発明1との相違点1(「縦フランジ部の下部から内側方向に延びる段差部」が、本件発明1においては、縦フランジ部の下部から内側方向に「ほぼ水平に」延びる段差部であるのに対して、甲1発明1においては、縦フランジ部の下部から昇降窓ガラス側方向に「やや下方に」延びる段差部である点)について容易想到ではないと判断したが、①本件明細書には段差部が「ほぼ水平に」延びることについての技術的意義についての記載はなく、本件発明1において段差部が「ほぼ水平」に延びても「やや下方」に延びても本件発明の作用効果に影響しないこと、②甲1発明1についても、段差部が「やや下方に」延びることについて何らかの技術的意義があるとは認められないことからすると、甲1発明1において、「やや下方に」延びる段差部を「ほぼ水平に」変更することは当業者が適宜なし得る設計的事項であり、容易に想到できたものと認めるのが相当である。
  - (2) 本件審決は、本件発明1の甲1発明1との相違点3(「前記ベルトラインモールはドアのパネルに装着され」に関して、本件発明1においては、「前記ドアガラス昇降部はモール本体部と引掛けフランジ部とでドアのアウトパネルの上縁部に挟持」装着されているのに対して、甲1発明1においては、「前記ベルトモールディングMは、車体側のドアパネルPに押込んで取付けられ」ている点)についても容易想到ではないと判断したが、甲1発明1の「ドアパネルP」はアウトパネルであり、甲1発明1においては、

モールディングは、端部以外の部分においてはアウトパネルの上辺に「嵌着係合」されているものであるが、甲1の記載からするとモールディングがアウトパネルを挟むようにして取り付けられるものと容易に理解できるから、甲1発明1の「押込んで取り付けられ」は、本件発明1の「挟持」装着と実質的に同じように、モールディングがアウトパネルの上縁辺を挟むようにして取り付けられた状態を指すものと認めるのが相当であり、相違点3は実質的な相違点ではない。

本件審決は、甲1の第3図aについて、車体側パネルが手前側にクランク状に屈曲していると解釈し、甲1発明1ではドアパネルがモールディングに「挟持」装着されることなく、ねじ止めされていると認定したが、上記解釈は、甲1のその余の記載に整合しないものである上、甲1発明1の構成を実現できなくなるものであるから、誤りである。

(3) 以上のとおり、本件発明は、甲1記載の発明に基づいて容易に想到できたから、進歩性欠如の無効理由がある。

したがって、本件審決には本件発明の進歩性に係る判断に誤りがあり、原告の請求には理由がある。

以 上